

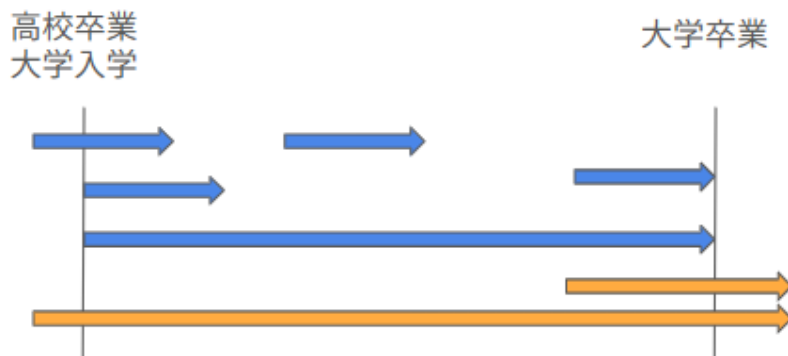
～よくある質問集～

履歴事項の申告に関しよくある質問をまとめましたので、申告(入力)前にご一読ください。
初任給の決定に際して必要な情報となりますので、正確な情報を申告(入力)願います。

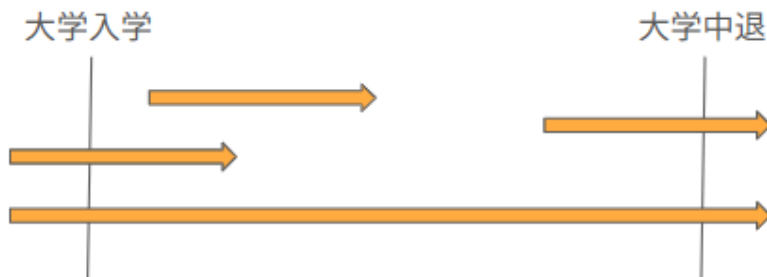
1 申告(入力)すべき職歴のパターンがよくわからない

→以下の図を参考にしてください。具体例も最終ページに載せておりますので、最後までよくお読みください。

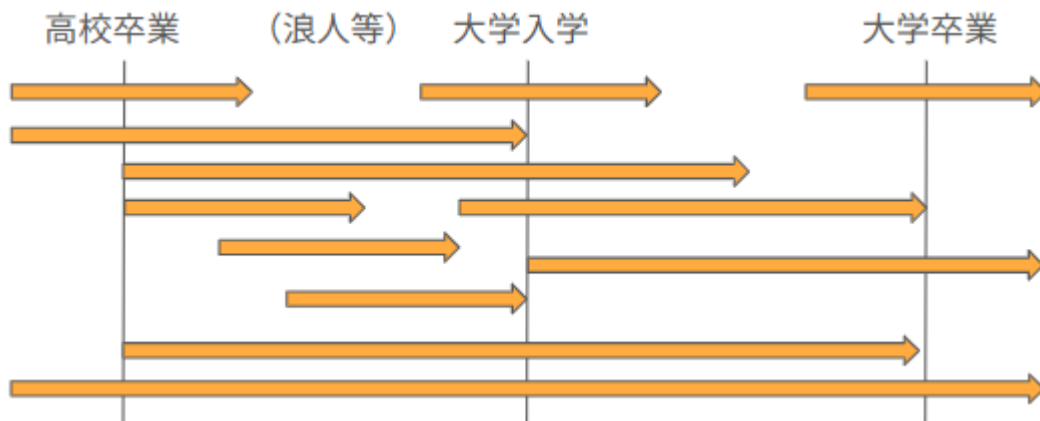
- ①在学期間中に就労開始した場合
-  申告(入力) 不要な職歴
 申告(入力) を要する職歴



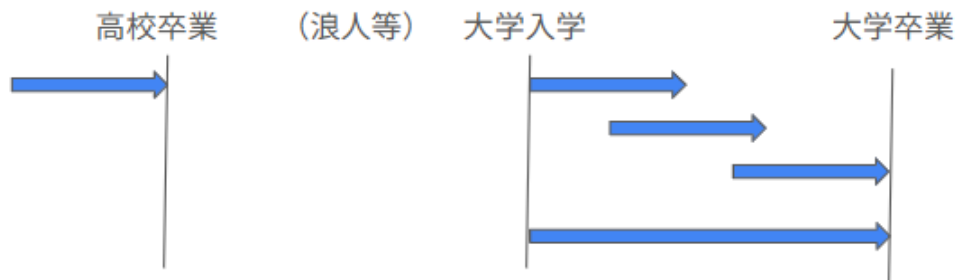
②大学を中退した場合



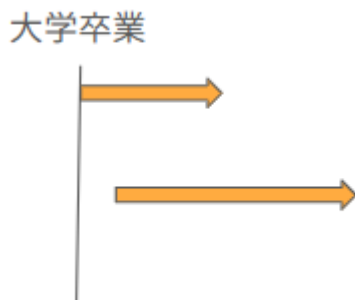
③高校卒業後から大学入学までに期間が空いている場合で申告(入力)が必要な場合



④高校卒業後から大学入学までに期間が空いている場合で申告(入力)が不要な場合



⑤大学卒業後に就労した場合



2 学校を中退した場合も「学歴」に含めるの？

→入学から中退までの期間を「**職歴情報欄**」に入力してください(学校名は「勤務先名等」欄に入力)。なお、中退した学校に通いながら働いていた(アルバイト含む)期間がある場合には、1-②のとおり、その勤め先等についても併せて「職歴情報欄」に入力してください。

3 いつからいつまでのものを申告(入力)すればいいの？

→高校卒業後～採用直前(4月採用の場合は3月31日、10月採用の場合は9月30日)までの「職歴」「学歴」「在家庭期間」を、空白期間がないように申告(入力)してください。学歴と職歴の期間が重なっても問題ありません。

※ 職歴も学歴もない期間を在家庭期間と定義します(※公務員予備校、各種専門学校は学歴に含みません。)

※ 大学在学中もしくは大学入学前に開始し、大学在学中に終了したアルバイトなどは申告(入力)しないでください(上記1-①参照)。ただし、大学を中退された方は、上記1-②の通り入力してください。

※ 高校卒業後、たとえ数日であっても、働いていない、かつ、大学に在籍していない期間(大学浪人中など)や、大学卒業後に、働いていない、かつ、公務員予備校に通っていた期間などがある場合は、「**在家庭**」として申告(入力)してください

※ 学歴情報に含めない専門学校等は、通学期間、学校名を「職歴情報欄」に入力してください。

※ なお、公務員予備校や専門学校等に通いながら働いていた方(アルバイト含む)については、その際の勤務実績を職歴に含めますので、勤務期間や勤め先を職歴情報に入力してください。

4 職歴情報の年月日の日付欄は、わからなければ「月」まででいいの？

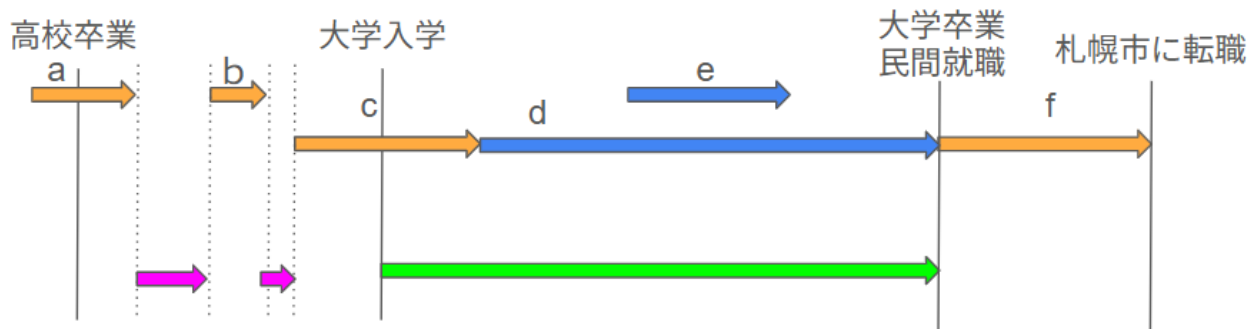
→日付欄は、日にちまですべて入力してください。

5 在学中から継続して仕事をしていた場合、学歴と職歴の期間に重なりができるが、職歴情報の始期はどのように入力すればいいの？
→学歴と職歴の期間が重複しても差し支えありませんので、**実際の入社日(勤務開始日)を入力**してください。

6 資格取得年月日は、わからなければ空欄でいいの？
→免許等を確認し、**必ず入力**してください。

★職歴、学歴情報の具体例(Aさんの場合)

- ・高校を卒業後、2年間浪人し、大学に進学
- ・浪人中は、高校時代からのアルバイト先(a)で半年働くも、勉強に専念するため辞める
- ・半年間勉強に専念したのち、3カ月の短期アルバイト(b)に従事し、また勉強に専念
- ・大学の合格発表後にアルバイト(c)を開始し、大学入学後1年間継続。その後、(c)を辞め、別のアルバイト(d)を始める
- ・4年生になり卒業に必要な単位をとれたことから、(d)とかけもちで短期アルバイト(e)を始める
- ・大学卒業と同時に(d)を辞め、民間企業(f)で働いたのち、本市へ転職



→ 在家庭期間として
「職歴情報」欄で申告（入力）

→ 「学歴情報」欄で申告（入力）

→ 申告（入力）不要な職歴

→ 申告（入力）を要する職歴

■ 注意事項 ■

- 入力の際は、必ず記載例も確認してください。
- 誤りや漏れのないよう、慎重にご入力ください。
- 必ず期限までにご入力ください。

担当：総務局職員部人事課(TEL 011-211-2072)